

宮崎県

農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和2年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				使用量 合計
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	
22	フィプロニル			3.0E-1	4.1E+1	41.7
64	エトフェンプロックス	1.7E+1	1.7E+1	4.4E+0	3.2E+1	70.2
117	テブコナゾール				3.3E+0	3.3
139	トラロメトリン			4.2E+0	2.5E+0	6.7
140	フェンプロパトリン			2.0E+0		2.0
153	テトラメトリン	1.8E+2	9.3E+0	1.6E+2	1.3E-1	356.1
181	ジクロロベンゼン	3.9E+2	2.5E+2			641.9
225	トリクロルホン		8.7E+0			8.7
248	ダイアジノン		9.2E-1			0.9
251	フェニトロチオン		2.3E+2	2.5E+0		232.7
252	フェンチオン	4.0E+0	8.4E+1	4.0E+0		92.5
256	デカン酸				4.8E+0	4.8
350	ペルメトリン	2.3E+1	4.7E+1	1.4E+1	6.8E+1	150.8
405	ほう素化合物		9.4E-2	3.8E+1	1.5E+0	39.6
427	カルバリル			1.4E+2		143.7
428	フェノブカルブ			9.3E+1	1.8E+2	275.4
457	ジクロールボス	8.3E+1	8.3E+2			913.6
合 計		7.0E+2	1.5E+3	4.7E+2	3.4E+2	2984.4

注)農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注)衛生害虫…蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫
不快害虫…ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等